

○観音寺市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

平成19年4月17日告示第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市契約規則（平成17年観音寺市規則第52号）第19条に規定する工事及び製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約に係る最低制限価格に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を定める契約は、原則として競争入札に付する設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が130万円以上の工事等の請負契約とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により算出するものとし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数は切り捨てる。）の合計額を工事価格で除して得た割合（小数点以下第3位を切り捨てる。）を入札書比較価格に乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(1) 直接工事費の10分の9.7

(2) 共通仮設費の10分の9

(3) 現場管理費の10分の9

(4) 一般管理費の10分の6.8

2 工事等の設計積算体系等により前項の規定により難いものについては、前項の算定方法にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜に設けた割合を入札書比較価格に乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第72号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第76号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第71号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日告示第82号）

1 この要綱は、平成31年4月19日から施行し、改正後の観音寺市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

2 平成31年4月1日から同年9月30日までの期間に入札公告及び指名競争入札参加者指名通知書の発行を行う工事で、当該期間に引渡しを受ける工事については、第3条第1項及び第2項中「100分の110」とあるのは「100分の108」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。